令和8年度
三世代同居・近居支援事業助成金



【受付開始日】令和８年４月１日（水）

【受付予定件数】１３０件　※先着順

・受付状況は市のホームページでお知らせします。

広島市ホームページ

【対象となる住替え】

令和８年４月１日～令和９年３月３１日の間に行う住替え

・住替え後（新住所に住民票を異動した後）の申請は助成対象になりません。

【申請方法】

御自宅から申請できる便利な「電子申請システム」を御利用ください。

※コミュニティ再生課への持参・郵送（消印が４月１日以降のもの）でも申請可能です。

電子申請システム

【申請・問合せ先】

広島市企画総務局コミュニティ再生課（広島市役所本庁舎１１階）

〒730-8586　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

TEL　082-504-2125

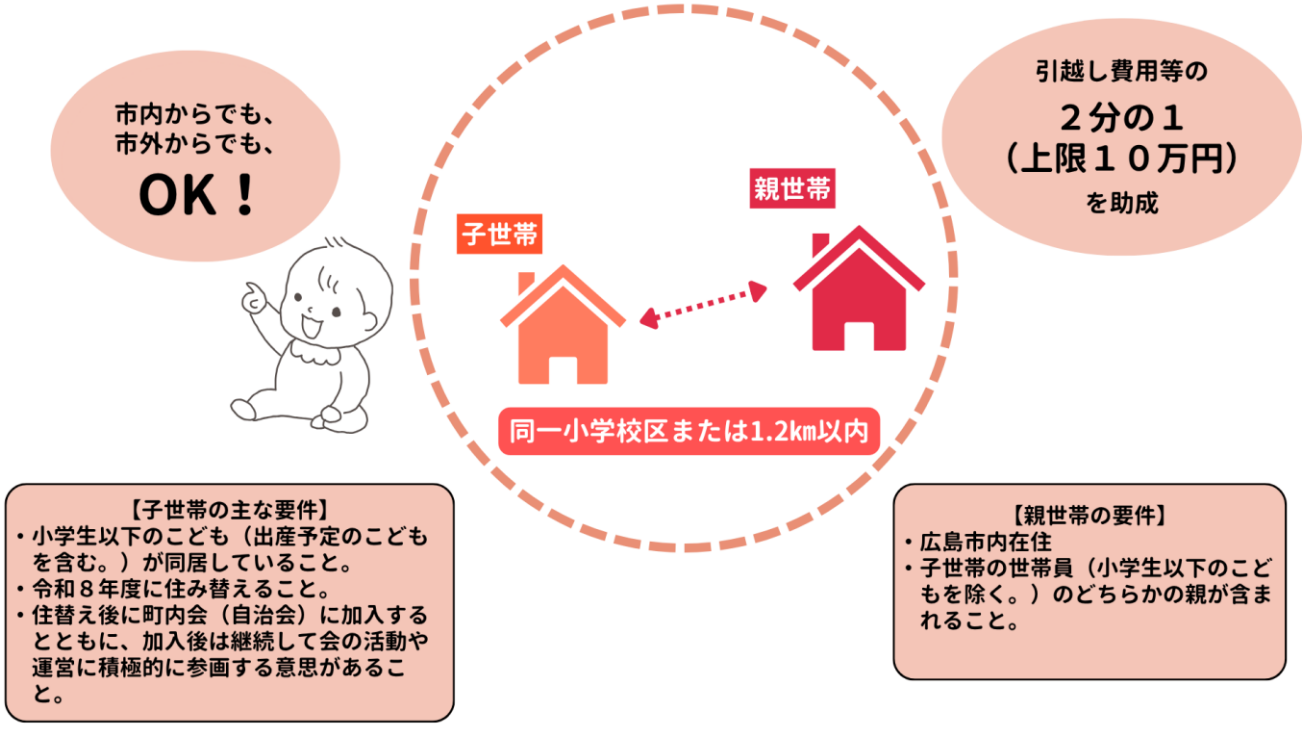
※　区役所での申請受付はできません。

広島市
The City of Hiroshima

制度の概要

小学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）がいる世帯が、広島市内に住む親元近くに住み替えて同居又は近居を始める場合、引越し費用等の２分の１（上限 10 万円）を助成します。

※「近居」とは、親世帯と同じ小学校区内に住む場合、または子世帯と親世帯の住宅が直線距離で 1.2ｋｍ以内の範囲にある場合をいいます。
（親世帯が子世帯の近くに住み替えて同居又は近居を始める場合は、助成対象となりません。）



助成内容

①助成額：助成対象費用の２分の１（上限 10 万円）
②助成対象費用：子世帯が負担する引越し費用、不動産登記費用、仲介手数料、礼金
※複数の助成対象費用の組合せも可能です。

主な申請要件　**※申請できるのは「子世帯の世帯員（小学生以下のこどもを除く。）」です。**

①住民票異動前に申請すること。
②小学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）が同居していること。
③住替え前は、親世帯と直線距離で 1.2km 以上で、かつ違う小学校区であること。
④住替え後は、親世帯と同居又は近居（親世帯と同一の小学校区、又は親世帯の住宅から直線距離で 1.2ｋｍ以内の広島市内に居住）すること。
※小学校区は広島市のホームページに掲載の「通学区域一覧」で調べることができます。
⑤令和８年４月１日から令和９年３月 31 日の間に住み替えること。
⑥住替え後の住宅に自ら居住すること。
⑦住替え後に町内会（自治会）に加入するとともに、加入後は継続して会の活動や運営に積極的に参画する意思があること。
※住替え後、町内会（自治会）の会長と参加してみたい活動などについて話し合い、その結果を市に報告していただきます。
⑧他の公的制度による助成等を受けていないこと。
⑨過去にこの事業による助成金の交付を受けていないこと。

提出書類

1　申請時（住替え前）

【必ず必要な書類】※②～⑥はコピー等も可

- □　①申請書
- □　②住替え前の子世帯の世帯全員の住民票（3か月以内の発行で、世帯主と続柄が分かるもの）
  ※個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。
- □　③親世帯の世帯全員の住民票（3か月以内の発行で、世帯主と続柄が分かるもの）
  ※個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。
- □　④子世帯と親世帯の親子関係が分かる戸籍抄本など

【次の項目に該当する場合、必要な書類】

◆住替え後の住宅の所在地が親世帯と異なる小学校区の場合

- □　⑤住替え後の子世帯の住宅と親世帯の住宅の所在地に印をつけた地図など

◆小学生以下のこどもはいないが、出産予定の場合

- □　⑥母子健康手帳（表紙及び分娩（出産）予定日が確認できるページ）、妊娠証明書のコピーなど

2　住替え後（住民票の異動後）

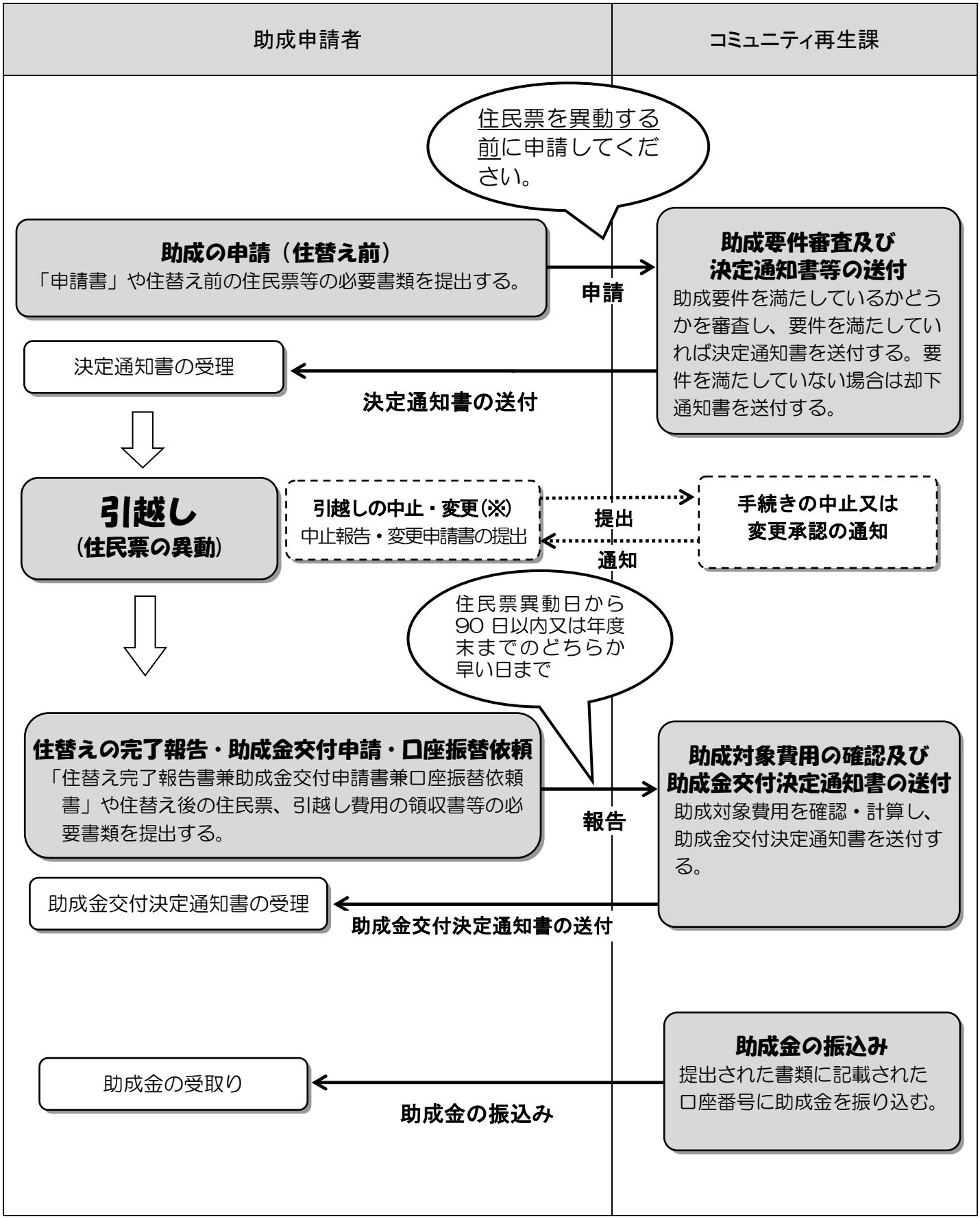
- □　①住替え完了報告書兼助成金交付申請書兼口座振替依頼書
- □　②住替え後の子世帯の世帯全員の住民票（世帯主と続柄が分かるもの）
  ※個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。
- □　③町内会（自治会）加入確認書
  ※町内会（自治会）の会長と参加してみたい活動などについて話し合った結果を市に報告していただく書類です。
- □　④助成申請する費用の領収書と領収金額の内訳が分かる書類
  - ・引越し費用
    領収書とその料金明細
  - ・不動産登記費用
    領収書と取得した土地・建物の登記内容が分かる登記事項証明書
  - ・仲介手数料
    領収書と仲介の契約書（媒介契約書、重要事項説明書など）
  - ・礼金
    領収書と賃貸借の契約書

※申請時に提出済みの書類は省略可

その他

1　住替え先の住宅は、新築・中古、戸建て・マンション、所有・賃貸を問いません。
2　郵便事情等により申請書類が広島市に届かない場合は、申請したことにはなりません。
　心配な方は、持参又は郵便書留を利用してください。
3　必要に応じて居住や町内会加入の状況を調査することがあります。

三世代同居･近居支援事業の流れ



※ 必要に応じて実施するもの